

関西看護医療大学 看護学実習に関する方針

新型コロナウイルス感染症対策 0709 版

1. 臨地実習に当たり、実習施設の感染対策の方針を熟知し、その方針を遵守する。

2. 学生が安全に安心して実習を受けられるよう、以下の方針により実習を行う。

1) 実習開始前に新型コロナウイルス感染予防対策の確実な習得・実施

(1)感染拡大防止の必要性

(2)手洗いやマスク等の個人防護具の着用の徹底

(3)3密を避ける理由と方法

2) 学生自身が行う健康管理と科目責任者の対応

【実習前】

(1)実習科目を履修するための感染対策上の前提条件

①海外渡航から帰国後1ヶ月以上経ている者

②すべての実習開始前2週間以内に、不特定多数の人が集まる集会・イベント(ライブ、クラブ、カラオケ、多人数の会食、50名以上集まるイベントや集会など)に参加していない者、「換気の悪い密閉空間」「人が密集する場所」「短距離での会話や発声が行われる場所」へ参加していない者。

③「感染拡大地域※」から兵庫県内に移動して2週間以上を経過している者(県外への外出・旅行)

④すべての実習開始前2週間から、アルバイト、旅行、ボランティアは禁止する。

※新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を利用することを推奨する。

(2)すべての実習2週間前から、健康チェック表の項目に基づき健康観察を実施し、記録する。

(3)すべての実習前の2週間以内に発熱や体調不良があった場合は、科目責任者に報告する。

(4)該当学生について、科目責任者は実習施設の学生受け入れ条件を満たしているか健康観察記録等を用いて確認し、条件を満たしていない場合は実習科目の履修を中止する。

(5)実習学生や実習施設との連絡は電話やメール等で行い、可能な限り実習施設に赴かないこと。

【実習中】

(1)実習中も継続して、健康チェック表により健康観察を実施し、記録する。

(2)実習中のアルバイトは禁止する。

(3)実習期間中に行う大学での指導(帰校日)について、原則、対面での指導を中止とすること。大学のセキュリティのかかっている「Google meet」を用いたオンライン上でのカンファレンスを行う。

【実習後】

(1)実習後も2週間継続して健康観察を実施し、記録する。(当該実習中の感染の把握と次の実習の備えのため)

3) 学生の履修の可否を判断する基準

(1)実習前・実習開始後に下記に該当する学生は実習科目の履修を中止とする。

- ①新型コロナウイルス感染症に罹患している者
- ②新型コロナウイルス感染症に罹患し退院したが、主治医の許可が得られていない者
- ③新型コロナウイルス感染症（疑い段階も含む）の濃厚接触者になった場合で、2週間の健康観察（感染者との最終接触日の翌日から14日間）を経過していない者
- ④平常時とは異なる発熱や風邪症状等を認める場合、下記の条件を双方満たしていない者
 - a.発症後に少なくとも8日を経過していない者
 - b.薬剤を使用せずに解熱後および症状消失後に少なくとも3日を経過していない者
- ⑤ ①～④以外の内容については、科目責任者に相談する。

(2)実習施設で感染者が発生した場合の取り扱い

- ①学生または教員の感染が判明した場合：実習施設において実習中の学生又は当該実習施設を担当する教員のうち1人でも感染が判明した場合、あるいは感染者の濃厚接触者となった場合は当該実習施設における実習を中止する。また、上記の学生との濃厚接触者の有無を調査し、他の実習施設における実習継続の是非を検討する。
- ②実習施設で院内感染が判明した場合：実習施設で院内感染が発生した場合は、当該実習施設の判断に従う。また、当該実習施設で実習中の学生及び担当する教員においては、感染者との濃厚接触者の有無を調査し、他の実習施設における実習継続の是非を検討する。

5. 実習における欠席について

新型コロナウイルス感染罹患ならびに疑いによる出席停止および欠席は、公欠扱いとする。

6. 実習施設における実習の継続が困難又は中止となった場合の対応

- 1) 実習中の状況により十分に実施できなかった内容があった場合には、事後指導等において、補充的な内容の授業等（演習等）を行う。
- 2) 実習学生が不利益を生じないように配慮する。

7. 新型コロナウイルス感染症発生時の連絡体制

本学「新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」感染防止対策フローチャート参照

8. 臨地実習中の実習担当教員・学生の具体的な行動についての対応について

- ・実習担当教員は、受け持ちの学生と確実に連絡がとれる体制を構築する。

【具体例】

- 実習当日7時までには、学生は検温を行い、教員の実習用携帯電話にショートメールで体温、体調変化について報告する。

- ▶ 教員は7:30までにグループ全体の体調を確認し、臨地実習が可能かをグループ学生に伝える。
- ▶ 学生は、マスクを着用し、擦式アルコール消毒で消毒してから院内に入る。
- ▶ 臨地施設の所定の場所※で、担当教員が非接触型体温測定器で全員の体温を再度測定する。(37.0℃以上あれば体調等の問診を行い、必要に応じて実習を中止する。)
- ▶ 学生は、密にならないように更衣を行い、マスクは新しいものに取り換え、原則、お昼休憩まで外さない。
- ▶ 使用したマスクは、昼休憩前に所定の場所※に捨てる。
- ▶ 昼休憩後は新しいマスクを着用し、更衣が終わるまで外さない。
- ▶ 更衣後、マスクを所定の場所に捨て、在宅用のマスクを着用し帰宅する。
- ▶ 記録物は、病棟でジッパーファイルに入れ、自宅に帰るまでは開封しない。
- ▶ ジッパーファイルはアルコールで消毒してから持ち帰る。

※ 臨地実習先について

- ・実習先から、新型コロナウイルス感染症の発生、または当該患者受診等の情報を受けた場合、または知り得た場合は、当該施設における実習の中止を決定し、各学生へ速やかに中止の連絡をすること。
- ・臨地実習所定の手続きに加え、教務課に連絡をすること。
- ・本学で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合は、すみやかに実習先に連絡し、対応について協議すること。